# ○みなかみ町文化財保存事業費補助金交付要綱

平成17年10月１日
教委告示第６号

（趣旨）

第１条　みなかみ町文化財保護条例（平成17年条例第230号。以下「条例」という。）第８条の規定により、町の区域内に存在する文化財に関し、文化財の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）が文化財保存のための事業を実施する場合、所有者等に対しその経費の一部を補助するものとし、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

⑴　条例第３条により指定された文化財の管理、修理、復旧その他保存に必要な事業

⑵　国及び県から文化財の保存並びに施設整備費として補助金を交付された事業

⑶　前２号に掲げるもののほか、町長が文化財の保存に必要と認める事業

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象経費は、補助対象事業に要する経費（事務費を除く。）とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げるとおりとし、その限度額は200万円とする。

⑴　第２条第１号に規定する事業については、補助対象経費の50パーセント以内とする。

⑵　第２条第２号に規定する事業については、補助対象経費から国庫補助金及び県費補助金を差し引いた額以内とする。

⑶　第２条第３号に規定する事業については、補助対象経費の30パーセント以内とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする所有者等は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第１号）に次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　見積書又は実施設計書

⑵　補助対象経費のうち補助金以外の負担者、負担額及び負担方法が分かる書類

⑶　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知書）

第６条　補助金交付決定は、補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（実績報告）

第７条　所有者等は、補助事業完了後速やかに実績報告書（様式第３号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

⑴　契約書又は納品書（請求書）の写し

⑵　写真

(3)　その他町長が必要と認める書類

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町文化財保存事業費補助金交付要綱（平成５年月夜野町教育委員会要綱第１号）又は水上町文化財保存事業費補助金交付要綱（平成７年水上町教育委員会要綱第１号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和４年４月１日教委告示第３号）

（施行期日）

1　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。